



学校いじめ防止基本方針

潟上市立天王小学校

令和4年4月

1 基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定、国及び秋田県、潟上市の基本的方針に基づき、本校の全ての子どもが安心して生活し、学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校は、家庭、地域、その他関係者と連携して、いじめ防止と早期発見、適切な対処を図るために「天王小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義 【法第2条第1項】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は含まれてはいない。

個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行うことが必要である。

その判断にあたり、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じている」という要件が限定して解釈されることのないよう留意する。例えば、遊びやふざけあいに見えるものであっても、見えないところで被害が発生している場合や、いじめを受けていても、様々な理由で本人がその事実を否定する場合があることなどを踏まえ、子どもが感じる被害性に着目し、子どもの表情・様子や周辺の状況等をきめ細かく観察することなどにより、背景にある事情を確認する。

その際、いじめに当たるか否かの判断は、個々の教職員が行うのではなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（「ぬくもり委員会」「学校いじめ防止等対策委員会」）が行う。

なお、行為の対象となる子どもが心身の苦痛を感じるに至っていない場合（例えばインターネット上で悪口を書かれたが、当該の子どもがそのことを知らずにいる場合など）においても、当該行為を行った子どもに対する指導等について、法律や条例の趣旨を踏まえ適切に対応する。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

また、個々の行為だけを見れば、ささいなように見えるものであっても、その行為をされた子どもの立場に立てば、精神的に追い込まれて深刻な被害を生じさせることや、繰り返したり、みんなで行ったりする中で、行為がエスカレートしていく危険性があることを理解し対応する。

3 いじめの理解

法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある子どもが集団で学校生活を送る中で、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものという基本認識の下に対応する。

また、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもという二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようには、

- ・ いじめが、人権を侵害する決して許されない卑怯な行為であること
- ・ いじめを受けた子どもだけではなく、いじめを行った子どもや周囲の子どもにも大きな傷を残すものであること
- ・ 刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合があること
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめは見ていだけなら問題はない」などの考え方は誤りであること

などについて、子どもが十分に理解し、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、いじめの防止等について主体的・積極的に取り組むようにする。

また、いじめを受けた子どもを守り通すためには、子どもだけではなく、大人も含む一人一人が、「いじめの問題は社会全体の課題である」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、果たしていく。

4 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組

子どもに、学校の教育活動全体を通じて、いじめを「しない・させない・ゆるさない」心情や態度を育てる。子ども一人一人が認められ、お互いに相手を尊重し、思いやる雰囲気づくりに全職員が協力して取り組む。

①天王地区ふれあい宣言を活用しての取組

天王中学校・天王小学校・東湖小学校の3校で連携し、天王地区ふれあい宣言を活用して次の活動に継続的に取り組む。

- ・ 『いつでもどこでも』を合い言葉に、学校だけでなく地域でも明るいあいさつができるように

あいさつ運動を推進する。子どもたちのアイデアを吸い上げ、主体的な活動となるようにする。

- ・友達との関わりを豊かにし、思いやりの心を培うために、「ふわふわ言葉」を意識させるとともに、友達にかけてもらった優しい言葉や助けてもらって嬉しかった場面等を友達に伝える活動に取り組む。（「ありがとうの木」「ありがとうの花束」等）
- ・チャレンジカードを積極的に活用し、地域の活動に積極的に参加するように促す。

②家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・「特別の教科 道徳」をはじめ、各教科・領域において道徳性の涵養を図るとともに、学校の実践を保護者に知らせ、家庭との連携を図る。
- ・学校報や学年だより等で、子どもの生活について取り上げ、学校・保護者・地域の役割について共通理解を図る。
- ・PTA活動と連携し、子育て等に関する講演会を実施する。

③児童会活動を中心としたいじめを生まない学校づくり

- ・居心地のよい学校を目指し、子ども自ら諸問題を解決しようとする生活態度を育てる。
- ・定期的な児童集会やあいさつ運動等の実施により、明るく活力のある児童会活動を推進する。

④生徒指導の三機能を生かした授業づくりの推進

- ・全教職員が、共感的な態度・自己存在感・自己決定の場を大切にしたい授業を行い、子ども一人一人が授業を通して満足感や達成感を味わうことができるようにする。
- ・子どもの主体的な活動を引き出し、めあてや振り返りを大切にしながら、「分かる・できる授業づくり」を推進する。

⑤豊かな心を培う体験活動の実践

- ・キャリア教育の視点を大切に、「ひまわり学習（総合）」や特別活動などから、夢や希望をもってよりよい生き方を見付けようとする子どもを育てる。
- ・自分や友達の違いやよさに気づき、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、きょうだい学年等の異学年交流活動、修学旅行、自然宿泊学習などの活動の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもと教職員、保護者と教職員とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築する。また、子どもの日常的な観察を複数の教職員で丁寧に行い、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努める。

①日常の丁寧な観察

「いじめはどの子どもにも、どの学級でも、起こりうる」という基本認識に立ち、全職員が子どもの様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うとともに、子どもの小さな変化を見逃さないようにする。

②情報の共有

異変を感じた子どもがいる場合には、学年部や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より多くの教職員で当該児童を見守る。

③アンケートの実施

いじめ調査「学校生活アンケート」を年3回(5月、10月、2月)行い、子どもの悩みや人間関係等を把握する。

④保護者との連携

保護者を対象とした個人面談を年1回行い、情報を共有する。

⑤教育相談体制

子ども及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、教育相談体制の整備と相談窓口の周知を図る。学級担任以外に、教頭、教務主任、養護教諭、学年主任、生徒指導主事、「子どもと親の相談員」を子どもや保護者の相談窓口とする。

⑥教職員の研修

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

⑦「ネットいじめ」の防止

インターネットを通じて行われるネットいじめを防止し、効果的な対処ができるように、保護者に適宜情報提供するとともに、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のための必要な措置を講ずる。

⑧組織的対応

子どものささいな兆候や子どもからの訴えを特定の職員だけが抱え込むことなく、管理職に報告・相談するとともに、「ぬくもり委員会」や「子どもを語る会」「学校いじめ防止等対策委員会」等において、速やかにその情報を共有し、チームで対応する。

(3) いじめへの組織的対応

いじめの早期解決のために、特定の職員が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり、全職員が組織的に対応する。

①対応策の検討と役割分担

いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応方針を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。「ぬくもり委員会」では、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決める。

②迅速な実態把握と適切な指導・支援

情報収集を綿密に行い、事実関係を明らかにし、状況を正確に把握する。いじめを受けた子どもやその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促す。また、傍観者の立場にいる子ども(周りではやしたてる、見て見ぬふりをする)にも、当該学級担任と支援チームによる共通理解に基づいた指導を行う。

③発達障害等のある子どもへの指導

発達障害等のある子どもへの指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童の特性に応じた対応を図るよう配慮する。

④広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

状況に応じて養護教諭と連携したり、広域カウンセラーの派遣を要請したりするなど、教育相談体制の充実を図る。

⑤保護者との連携

保護者には、いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るようにするとともに、対応の経過及び事後の子どもの状況等について、適切に情報を伝える。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続する。

⑥関係機関との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、潟上市教育委員会や五城目警察署と連携するなどして対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、直ちに五城目警察署に通報し適切に処置する。

⑦教育委員会への報告

いじめについて通報を受けた、又は事実が確認された場合は、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、その内容を潟上市教育委員会に報告する。

(4) いじめの防止等のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うために、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめ防止等の対策のための組織を設置する。

- ① 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、広域カウンセラー、学校運営協議会委員（7名、そのうちPTA副会長1名）により、「学校いじめ防止等対策委員会」を組織する。
- ② 本委員会において、基本方針や年間計画の策定や見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議する。
- ③ 日常の取組については、上記教職員に生徒指導部員、関係職員、必要に応じて広域カウンセラーを加えた「ぬくもり委員会」を開き、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行う。

(5) いじめの防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTA、ホームページなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と連携を深め、子どもを見守る体制づくりに努める。

- ①学年・学級PTAにおける保護者との情報交換
 - ・PTAの懇談等で子どもの状況を丁寧に説明し、協力や連携のもとに子どもの成長を支える。
- ②学校報やホームページによる情報発信
 - ・学校報やホームページ等で地域の方々に学校の取組や子どもの活動の様子を知らせる。
- ③民生児童委員や子どもを守る会会員との情報交換
 - ・民生児童委員や子どもを守る会会員と年2回ずつ情報交換会を実施し、学校や地域での子どもの状況について話し合い、より健やかな子どもの成長につながる機会の充実に努める。
- ④相談窓口や相談機関の周知
 - ・学校以外の相談窓口や相談機関を資料などで保護者に紹介する。

5年間計画

月	主な取組内容	保護者・関係機関との連携
4月	<input type="checkbox"/> 学級活動（学級開き，学年・学級目標の設定） <input type="checkbox"/> 1年生を迎える会 <input type="checkbox"/> 地域巡回・地域訪問 <input type="checkbox"/> 職員研修（「いじめ防止基本方針」について） <input type="checkbox"/> 子どもを語る会①	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA授業参観・総会・学級懇談
5月	<input type="checkbox"/> 学校生活アンケート調査①・教育相談 <input type="checkbox"/> ぬくもり委員会（いじめ防止校内委員会）①	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会①
6月	<input type="checkbox"/> 修学旅行（6年）	
7月	<input type="checkbox"/> 保護者との個人面談	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員との懇談会① ・PTA授業参観
8月	<input type="checkbox"/> 学校評価研修会①	
9月	<input type="checkbox"/> あいさつ運動 <input type="checkbox"/> 宿泊学習（5年） <input type="checkbox"/> みんなの登校日	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中あいさつ運動
10月	<input type="checkbox"/> みんなの登校日 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会② <input type="checkbox"/> 学校生活アンケート調査②・教育相談 <input type="checkbox"/> ぬくもり委員会②	
11月		
12月	<input type="checkbox"/> 保護者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA授業参観・学級懇談 ・学校保健委員会
1月	<input type="checkbox"/> 学校評価研修会②	
2月	<input type="checkbox"/> 学校生活アンケート調査③・教育相談 <input type="checkbox"/> 6年生を送る会 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会③ <input type="checkbox"/> ぬくもり委員会③	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会② ・民生児童委員協議会② ・PTA授業参観・学級懇談
3月	<input type="checkbox"/> 次年度への引継ぎ	
年間を通して	<input type="checkbox"/> きょうだい学年の活動 <input type="checkbox"/> 「ふわふわ言葉」の意識化 <input type="checkbox"/> 「ありがとうの樹」の取組 <input type="checkbox"/> 生徒指導部会 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会（職員会議時） <input type="checkbox"/> 学年部会（随時） <input type="checkbox"/> 保護者との教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもと親の相談員」との連携 ・スクールガードリーダー・スクールガードサブリーダーとの連携 ・子どもを守る会との連携

○児童の取組・活動 □教職員の取組・活動

6 学校いじめ防止等対策委員会組織図

